

新宿区町会連合会規約

第1条 本会は、新宿区町会連合会と称し、事務局を地域振興部地域コミュニティ課内に置く。

第2条 本会は、町会・自治会・振興組合等の地域自治団体（以下「町会」という。）が特別出張所単位に結成した町会の連合会（以下「町会連合会」という。）をもって組織する。

第3条 本会は、町会連合会相互の連絡と協調を図り関係行政機関等との意見調整を行うことにより、地域活動を活性化させ、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 町会連合会相互の密接なる連絡並びに意見の交換を図ること。
- (2) 町会発展のため、調査研究すること。
- (3) 地方公共団体及び行政機関並びに各種公共団体との連絡調整を図ること。
- (4) その他必要と認める事項。

第5条 本会に次の役員等を置く。

常任相談役	1名
会長	1名
副会長	若干名
会計	2名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

第6条 会長は、役員の前会長経験者の中から理事会で選出し、承認する。

- 2 副会長、会計及び監事は、常任理事及び理事の互選とする。
- 3 常任相談役は、退任した会長をもって充て、任期は会長の在任期間とする。
- 4 常任理事は各町会連合会長をもって充てる。ただし、特殊事情の町会連合会にあっては、他のものをもって充てることができる。
- 5 理事は各町会連合会より2名以内を推選する。

第7条 会長は、必要に応じ次の部を置くことができる。

- (1) 総務部 理事会、常任理事会等の会議の運営及び他の部に属さない事務を所掌

(2) 広報部 ホームページの運営等の広報に関する事務を所掌

(3) 厚生部 会員の親睦等の福利厚生に関する事務を所掌

2 部の代表は常任理事及び理事の互選とする。

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定による再任は、会長の職にあるものにおいては、3期6年を限度とする。

ただし、東京都町会連合会会長の職にあるものは、この限りではない。

3 役員にあるもので町会長或いは町会連合会長等の職を辞したものについては、その職責は解消されたものとみなす。

4 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間は、任期の数に含めない。

5 役員は、任期満了の場合においても、後任者の就任するまでは、前任者がその職責を行わなければならない。

第9条 会長は本会を代表し会務を統括し会議の議長となる。

2 常任相談役、副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 常任理事は、常務を処理する。

4 理事は、予算・決算・その他重要事項を審議する。

5 会計は、財務及び出納その他の会計事務を所掌する。

6 監事は、会計を監査する。

第10条 会長は、本会に参与を置くことができる。

2 参与は、学識、経験などを活かして町会連合会に寄与するものとする。任期は会長の在任期間とする。

第11条 会議は、理事会及び常任理事会とし、会長が招集する。

第12条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、必要に応じ会長が随時招集する。

第13条 理事会は、常任理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じ開催する。

第14条 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

第15条 本会の経費は会費及び分担金・寄附金・その他の収入をもって充てる。

2 会費は、一地区連合会当り年額金10万円とする。ただし区役所管内については年額5万円とする。

第 16 条 事業年度及び会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終る。

2 財務運営については、この規約に定めるもののほか会長が理事会に諮ってこれを定める。

第 17 条 本会に書記を置くことができる。

第 18 条 本規約の改正は、理事会において決定する。

(過去の附則省略)

附 則

1 改正後の規約は、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

1 改正後の規約は、平成 22 年 12 月 7 日から適用する。

附 則

1 改正後の規約は、平成 27 年 6 月 2 日から適用する。

附 則

1 改正後の規約は、平成 28 年 7 月 5 日から適用する。

内 規

1 区町連役員が死亡した場合には、生花をおくる。

2 区町連役員が病気で 15 日以上入院した場合には、金 5 千円を見舞金としておくる。

3 区町連役員の家族が死亡した場合には、弔電報を送付する。

4 単位町会（自治会）長が死亡した場合には、金 5 千円を香料としておくる。

5 地区町連会長であったものが死亡した場合には、金 5 千円を香料としておくる。